

夜間金庫規定

株式会社山梨中央銀行

(2022年4月1日)

第1条 (利用目的)

この夜間金庫は、当行における本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

第2条 (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに本人または当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第3条 (使用料等)

夜間金庫使用料および夜間金庫専用入金通帳発行手数料（以下、「入金通帳発行手数料」という）は、以下により本人指定の預金口座から、当行制定の普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず普通預金通帳、同払戻請求書または小切手なしに払戻しのうえ充当します。

(1) 夜間金庫使用料

- ① 夜間金庫の使用料については、当行所定の金額を毎年4月および10月の15日（銀行休業日の場合は翌営業日）に契約期間中の6か月分をお支払いいただきます。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により3月末日または9月末日までの分をお支払いいただきます。
- ② 解約時には、解約日の翌月からすでにお支払いいただいている使用料を月割計算し、本人指定の口座に戻します。
- ③ 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(2) 入金通帳発行手数料

- ① 入金通帳発行手数料については、当行所定の金額を月初から月末までの1か月分を一括して翌月10日（銀行休業日の場合は翌営業日）にお支払いいただきます。
- ② 入金通帳発行手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の入金通帳発行手数料は、変更日以後に発行する夜間金庫専用入金通帳（以下、「入金通帳」という）から適用します。

第4条 (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を、入金通帳の入金票とともに当行所定の入金袋（以下「入金袋」という）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受取ってください。

第5条 (預金への受入処理)

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金、証券類は、山梨県内店舗においては原則として次の窓口営業開始日の翌銀行営業日に、山梨県外の店舗においては次の窓口営業時間開始後に、当行所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、受入金額を確認してください。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金、証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。

第6条 (入金袋等の返却)

入金袋は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

第7条 (鍵の保管等)

(1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

(2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、入金袋の開閉に使用します。

第8条 (鍵、入金袋の喪失・き損)

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当行に届け出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担していただきます。

第9条 (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

第10条 (解約等)

この契約は、本人または当行の都合によりいつでも一時使用中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当行へ返却してください。

第11条 (譲渡、転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

第12条 (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

第13条 (協議事項)

本規定および第12条により準用する当行の規定に定めのない事項が発生した場合はその都度本人および当行が協議して定めるものとします。

第14条 (紛争解決)

本規定について訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店の所在地を管轄する裁判所とします。

第15条 (個人情報の取扱い)

当行は個人情報の取扱いについて本人に明示するとともに、夜間金庫業務以外の目的では利用しません。

以上